

## 粉じん対策の強化【第 5 条関係】

## 改正内容

- 粉じんの飛散防止のため、粉じん発生施設等の管理を徹底する。
- 工場が粉じんの飛散防止対策を講ずるに当たり、その対策の効果を確認する。

## 1 環境の状況

下図のとおり協定締結工場のある周辺地域の主な調査地点では、木更津市中央及び市原市八幡は昭和 46 年度頃から減少しているが、千葉市寒川町、君津市人見及び富津市下飯野は昭和 50 年頃から平成 12 年度頃まで上昇傾向が続き、他の地点と比べ、ばいじん量が多くなっている。これら 3 地点のばいじん量も近年減少しているが、依然として他の調査地点より多い傾向にある。

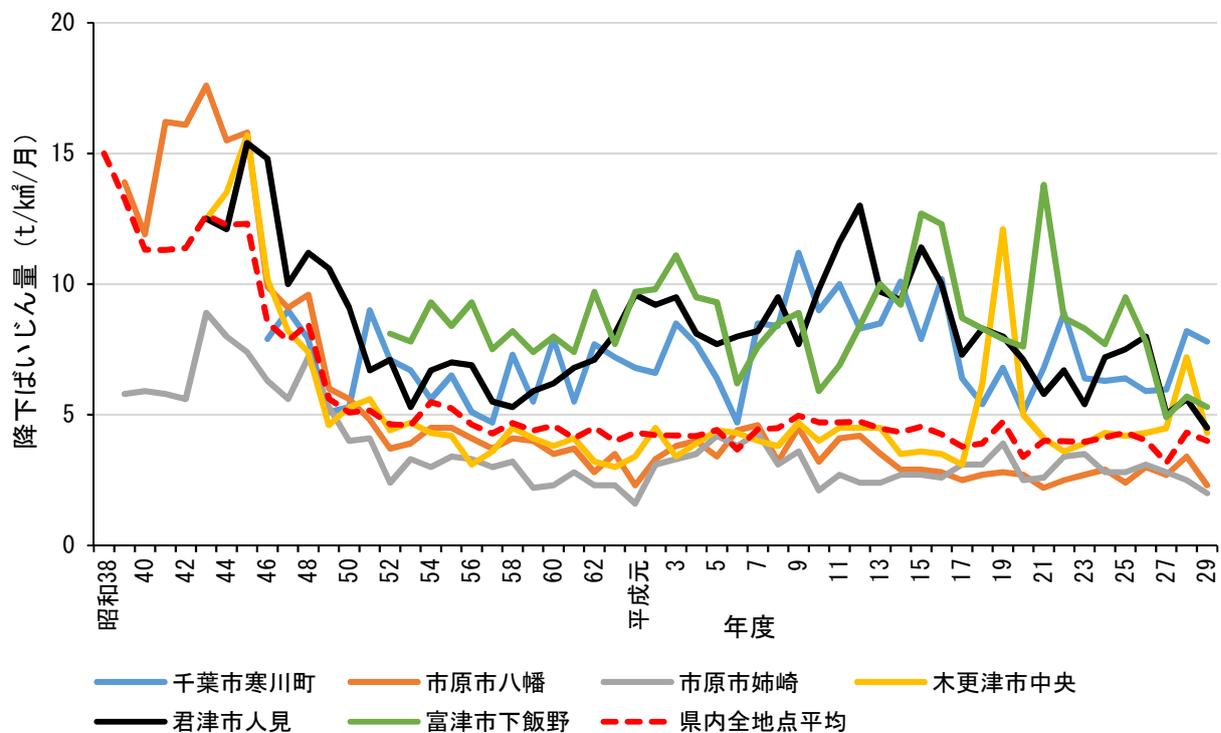


図 降下ばいじん量の年平均値の推移

## 2 これまでの取り組み

粉じんには、ボイラー等のばい煙発生施設からのばいじんのほか、堆積場やコンベア等の粉じん発生施設からの粉じんなどがある。大気汚染防止法の規制及び環境保全協定の対策は以下のとおりとなっている。

## (1) 大気汚染防止法の規制

ばい煙発生施設からのばいじんについては濃度規制が、粉じん発生施設からの粉じんについては飛散防止のための構造等の基準（集じん機の設置や散水等）が設定されている。

## (2) 環境保全協定の対策

ばい煙発生施設からのばいじんについては、工場全体の排出量規制や施設ごとの濃度規制を設けて排出を抑制している。

粉じん発生施設やその他の発生源（粉じん発生施設の規模未満の施設及び構内の道路等）については、散水装置やフード等を整備し、粉じんの飛散を防止している。さらに、溶鉱炉等における建屋集じん機等の整備や、コークス炉の改修等の対策を規定している。

## 3 今回の協定改定の内容

協定に基づき、堆積場における散水装置等の対策が講じられているが、下表のとおり一部の地域では、依然として粉じんに係る苦情が寄せられている。

また、製鉄所が立地する千葉市及び君津市からは、粉じんの苦情や地域の降下ばいじん量が多い現状を踏まえ、更なる粉じん対策の充実を求める要望がある。

そこで、苦情の発生状況のほか、粉じん発生施設の設置状況等を踏まえ、一定の規模以上の粉じん発生施設を有する工場について、以下の内容を新たに規定に盛り込む。

### (1) 粉じん発生施設等の管理の徹底

堆積場等の粉じん発生施設や構内道路等の再飛散の可能性のある場所からの飛散防止のため、散水装置や集じん装置等の管理や構内の清掃等を徹底する。

### (2) 飛散防止対策の効果の確認

工場が粉じんの飛散防止対策を講ずるに当たり、必要に応じて、県、市及び工場が工場内外で粉じん量の測定を行うとともに、その結果を共有し対策の効果を確認する。

表 協定締結工場に関する粉じんの苦情<sup>※</sup>の発生状況

(単位：件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
千 葉	11	5	4	13	41
市 原	1	0	0	1	0
袖 ケ 浦	0	0	0	0	0
木 更 津	0	0	0	0	0
君 津	1	0	1	0	0
富 津	1	0	0	0	0

※ 苦情例としては、ベランダ、サッシ、洗濯物や車における汚れなどが挙げられる。